



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月23日（月） 第9784号

目次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示の一部改正（自然環境課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○道路の供用開始（同）	4
○令和2年度及び令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（会計課）	4
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	10
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（同）	12
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	12
○政治団体の異動事項	13
○政治団体の解散届出	14
○資金管理団体の異動事項	15
○資金管理団体の指定の取消し等	15
監査委員公告	
○監査結果の公表	16

■ 告 示

◎群馬県告示第81号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 沼田市利根町高戸谷字大峠1164、1165、1168、1172、1173、字喜里ヶ久保1178の甲、1178の2、字井戸頭1181から1184まで、字弥藤次久保1190から1193まで、1195、字柿ソリ1198、1199、字中棚1214、1215、甲1223、乙1223、甲1226、1226の2、字屋敷棚1246の甲、乙1246、字中丸1254から1256まで

(2) 指定の目的 水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 甘楽郡南牧村大字大日向字笹ノ平19、字上門札1750の1、1750の3、大字磐戸字中ノ畑852、字上悪原甲1247、1247の2、甲1248

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課並びに沼田市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第82号

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(平成27年群馬県告示第320号)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

表を次のように改める。

名称	捕獲を禁止する 狩猟鳥獣	区域	存続期間
神津東部狩 猟鳥獣の捕 獲禁止区域	ニホンジカ及びイ ノシシを除く全て の狩猟鳥獣	甘楽郡下仁田町の一部で、国道254号と県道 下仁田浅科線の交点を起点とし、これから同国道 を北西、南東、南及び西に進み町道4395号と の交点に至り、これから同町道を南に進み国道2 54号(旧道)に至り、これから同国道を南西に 進み荒船山国有林の境界線との交点に至り、これ から同境界線を西に進み国道254号(旧道)と の交点に至り、これから同国道を北西及び北東に 進み県道下仁田浅科線との交点に至り、これから 同県道を北東及び北に進み同県道が西に大きく湾 曲する点に至り、これから屋敷川上流沢部の堰堤 (南野牧(大物見)No.11谷止工)に向かっ て北東方向に進み同堰堤を經由して堰堤管理道に 至り、これから同管理道を東に進み県道下仁田浅 科線に至り、これから同県道を東、北東及び南東 に進み基点に至る点で囲まれた一円の区域(53 0ヘクタール)	令和2年4月1日から令 和7年3月31日まで
川場狩猟鳥 獣の捕獲禁 止区域	ニホンジカ及びイ ノシシを除く全て の狩猟鳥獣	利根郡川場村の一部で、同村大字門前地内の溝 又林道と沼田市富士見開拓地に至る歩道との分岐 点を起点とし、これから同歩道を北西に進み沼田 市と川場村の境界線との交点に至り、これから同 境界線を北に進み川場国有林18林班と19林班 の境界線との交点に至り、これから同境界線を南 東に進み18林班と谷地採草地の境界線との交点 に至り、これから同境界線を南東に進み18林班 と湯原部分林の境界線との交点に至り、これから 同境界線を南に進み門前部分林と湯原部分林の境 界線との交点に至り、これから同境界線を南に進 み門前部分林と谷地部分林の境界線との交点に至 り、これから同境界線を南に進み川場県有林と谷 地部分林の境界線との交点に至り、これから同境 界線を南に進み川場県有林と民有林の境界線との 交点に至り、これから同境界線を南及び西に進み 溝又林道との交点に至り、これから同林道を南に 進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(437 ヘクタール)	令和2年4月1日から令 和7年3月31日まで
高山狩猟鳥 獣の捕獲禁 止区域	ニホンジカ及びイ ノシシを除く全て の狩猟鳥獣	吾妻郡高山村の一部で、村道牧道線と村道青年 の家線の交点を起点とし、これから同村道を南南 西に進み林道小野子山線との交点に至り、これか ら同林道を西南西に進み民有地と高山村有林の境 界線との交点に至り、これから同境界線を南南西 に進み高山村と渋川市の境界線との交点に至り、 これから同境界線を西に進み小野子山山頂、中ノ 岳山頂さらに十二ヶ岳山頂を経て高山村と中之条 町の境界線との交点に至り、これから同境界線を 北北西に進み熊野生産森林組合林と民有地の境界 線との交点に至り、これから同境界線を北東に進 み林道小野子山線との交点に至り、これから同林 道を東に進み村有林と梅沢茶屋ヶ松生産森林組合 林の境界線との交点に至り、これから同境界線を 北東に進み上毛森林都市(株)所有地と民有地の 境界線との交点に至り、これから同境界線を北東 に進み梅沢川との交点に至り、これから同河川を 南東(上流)に進み村道梅沢線との交点(梅沢	令和2年4月1日から令 和7年3月31日まで

	橋)に至り、これから同村道を南に進み村道牧道線との交点に至り、これから同村道を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(705ヘクタール)
--	--

◎群馬県告示第83号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	宇田磯部停車場線	安中市西上磯部字長谷津785番の1地先から同市同字同734番の1地先まで	前	8.1~17.2	472.1
			後	8.2~16.9	472.1

◎群馬県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	254号	富岡市富岡字諏訪東1432番の14地先から同市同字上町1129番地先まで	令和2年3月23日
県道	前橋安中富岡線	富岡市富岡字上町北裏1450番の1地先から同市同字上町1130番の1地先まで	

◎群馬県告示第85号

群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第170条の2、第180条及び第190条の3の規定に基づ

き、令和2年度及び令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約（工事請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。以下「物件の製造等の契約」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

なお、令和2年度及び令和3年度において県が発注する物件の製造契約及び物件の購入契約並びにその他の契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示（令和元年群馬県告示第106号）（以下「旧告示」という。）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

1 物件の製造等の契約の種類

物件の製造等の契約の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	大分類	小分類
物品の製造	印刷	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷
	地図・航空写真	地図製作、図面製作、写図、航空写真、その他の地図・航空写真
物品の販売	事務機器	事務用品、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、その他の事務機器
	教育機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、教育用家具、その他の教育機器
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト
	理化学医薬・保健機器	理化学機器、計測機器、実験機器、測量機器、医療機器、X線フィルム、光学機器、介護用機器、AED、その他の理化学医薬・保健機器
	薬品	医療用薬品、工業用薬品、農業用薬品、動物用薬品、ガス類、衛生用品、その他の薬品
	電気・通信機器	電気器具、放送・通信用機器、家電製品、家電消耗品
	産業用機械	産業用機械、建設用機械、工作用機械
	農林業用機器	林業用機器、農業用機器
	農林業用用品	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他の農林業用用品
	車両類	自動車、二輪車、特殊自動車、自転車、自動車部品、タイヤ、船舶、ぎ装、消防用自動車、救急用自動車、軽自動車、警察用自動車、その他緊急自動車
	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、石油器具、その他の燃料類
	厨房機器	調理台、流し台・洗面台、給湯器、調理機器、厨房用食器、ガス器具、その他の厨房機器
	食料品	食料品、茶、学校給食用食材
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動設備品、その他の運動用品

	音楽用品	楽器・楽譜、レコード・音楽CD等、その他の音楽用品
	百貨店	ギフト製品・百貨
	繊維製品	制服、作業服・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他の繊維製品
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、ブラインド、椅子カバー、どん帳、暗幕、テント、シート類、家具類、木工製品製造、その他の室内装飾品
	写真	写真機、撮影機、映写機、フィルム、写真材料、DPE、マイクロ写真機、青焼き、カラーコピー
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・楯、記念品、時計、貴金属、旗
	荒物雑貨	家庭金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、作業靴、皮革製品、洗面・衛生用品
	看板・展示品	看板・掲示板、横断幕、模型、ステッカー類
	道路標識	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯
	工事用材料	アスファルトコンクリート、木材、建築金物、工具、塗料、生コン・セメント、砕石・砂利、仮設資材、電線、その他の工事用材料
	コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路・下水道用品、陶管、PC板、ブロック、その他のコンクリート製品
	鉄鋼・非鉄鋼製品	鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄品、鉛管、ビニール管、その他の鉄鋼・非鉄鋼製品
	警察・消防用品	鑑識用機材、警察用品、防災用品、消防ポンプ、ホース、消火器・消火器薬剤、救急用機器、消防用機器、消防用被服、備蓄食料、その他の警察・消防用品
	水道用品	水道用特殊部品、水処理薬剤、資材、水道メーター、その他の水道用品
	特殊物品	清掃工場用物品、選挙用品、斎場用物品、美術品、ペット用品、大型遊具、その他の特殊物品
	電力	電力(販売)
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、除草、樹木剪定、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持・管理、浄化槽清掃、沈澱槽・分離槽清掃、除雪、その他の清掃
	警備・受付・案内	有人警備、交通誘導、機械警備、プール監視、施設受付・案内
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、松くい虫、くん蒸、その他の消毒・害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、浄化槽管理、自動ドア、医療機器、シャッター設備、その他の機械設備、その他の保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネンサプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処

	分、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処分、その他の廃棄物処理	
運搬業務	旅客運送、貨物運送、旅行企画、倉庫、美術品運搬、その他の運搬業務	
情報処理	システム開発・保守、データ作成・入力、その他の情報処理	
検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、測量、文化財調査、アンケート調査、漏水調査、財務分析、その他の検査・分析・調査	
イベント・企画・デザイン・制作	イベントの企画・運営、会場設営・撤収、デザイン、ビデオ作製、番組の企画・制作、映像音響ソフト制作、ホームページ制作、広告代理、看板標識作製・設置、写真・マイクロフィルム、文化財等複製作製、その他のイベント・企画・デザイン・制作	
研修・講習	研修・講習	
事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、速記、議事録調製業務、封入封緘業務、その他の事務処理	
人材派遣	労働者派遣	
リース・レンタル	事務用機器(リース)、情報機器(リース)、産業・建設機器(リース)、医療機器(リース)、ボイラー機器(リース)、電算システム(リース)、自動車(リース)、イベント用品(リース)、動植物(リース)、その他(リース)、事務用機器(レンタル)、情報機器(レンタル)、産業・建設機器(レンタル)、医療機器(レンタル)、ボイラー機器(レンタル)、電算システム(レンタル)、自動車(レンタル)、イベント用品(レンタル)、動植物(レンタル)、その他(レンタル)	
医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他の医療福祉	
車両整備	自動車整備、機械整備	
その他	ピアノの調律、畳関係、自動車保険、損害保険、森林整備、料金徴収、翻訳、通訳、その他の業務	
再生資源化	再生資源化	
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ピン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、自動車、自転車、電気・電子機器、その他の資源回収
	電力	電力(購入)

2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、5により申請を行い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類について資格審査を受け、資格を有すると認められた者(以下「資格者」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当することにより資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 納付すべき税に未納のある者

3 審査項目

- (1) 申請を行う日(以下「審査基準日」という。)の直近2年間の各事業年度(個人にあっては、各事業年)における物件等の年平均の生産額又は販売額
- (2) 審査基準日の直前の事業年度(個人にあっては、事業年)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本金額
- (3) 審査基準日の前日における従業員数
- (4) 物品の製造に係る事業を営んでいる者(個人にあっては、直前決算における機械設備等の額(機械装置類、運搬器具、工具その他備品の合計額))
- (5) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの)
- (6) 審査基準日の前日までの営業年数

4 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、物件の製造等の契約の種類に従い、3に掲げる審査項目及び7に掲げる添付書類を審査した結果を総合的に勘案して決定するものとする。

5 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)を使用し、物件等競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

6 申請の受付期間 随時とする。

7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、様式は、群馬県ホームページに掲載されている令和2・3年度物品役務の競争入札参加資格申請に係る個別添付書類様式集(随時申請)に掲載されているものを使用すること。ただし、同様式集に掲載されていない書類の様式は、任意とする。

- (1) 法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあっては市町村長が発行した身分証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。)
- (2) 納税証明書(審査基準日から3月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の県内市町村に申請する場合は、申請する市町村の市町村税に関するものを含む。)
- (3) 財務諸表(審査基準日の直近2年間の各事業年度の決算に関するもので、法人の場合のみ提出する。)
- (4) 確定申告書等の写し(審査基準日の直近2年間の各事業年に関するもので、個人の場合のみ提出する。)
- (5) 営業に必要な許可、認可又は届出を必要とする場合は、これを証明する書類の写し
- (6) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (7) 申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任状
- (8) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (9) 暴力団排除に関する誓約書
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定による障害者雇用義務がある場合は、障害者雇用状況報告書(所管公共職業安定所の受付印が押されたもの)の写し
- (11) 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定による障害者雇用義務がない場合は、障害者雇用に関する申告書
- (12) 従業員数が100人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に申請日が含まれたもの)の写し

- (13)群馬県いきいきGカンパニー認証制度の認証を受けた者は、群馬県いきいきGカンパニー認証書の写し(認証書の認証期間に申請日が含まれたもの)
- (14)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で群馬県環境GS認定制度の認定を3年以上継続して受けたものは、環境GS認定制度認定書の写し
- (15)群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者でエコアクション2.1認証・登録制度の認証・登録を受けたものは、エコアクション2.1認証・登録証の写し
- (16)職員又は役員に消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する証明書
- (17)従業員が300人以下であり、かつ、群馬県内に本店又は委任先営業所を置く者で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第7項に規定する一般事業主行動計画の作成及び届出を行ったものは、一般事業主行動計画策定・変更届(所管労働局の受付印が押され、かつ、一般事業主行動計画の計画期間に審査基準日が含まれるもの)の写し
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
- (1)電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2)7(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。
なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3)電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。
なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 9 資格審査の結果の通知 知事は、資格審査の結果、認定を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和4年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。
なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち関係する書類を提出するものとする。
- (1)営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2)所在地又は住所を変更したとき。
- (3)電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4)商号又は名称を変更したとき。
- (5)代表者の変更があったとき。
- (6)代理人の変更があったとき。
- 12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後3年間を限度として資格を付与しないことができる。資格を取り消された者又は資格の付与がない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。
- (1)営業を廃止し、又は休止した者
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている

者を除く。)

- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 物件の製造等の契約の履行に当たり、故意に物件の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

14 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。)については、資格審査後、その一部(本社又は委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)、営業品目及び等級区分)について公開する。
- (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に旧告示に基づき資格審査の申請を行い、知事が資格を有すると認めた者については、旧告示の規定は、この告示の施行後もなおその効力を有する。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
赤城西麓	理 事	再 任	山本龍	前橋市大手町二丁目9番14-801号
	同	同	小山貞夫	同 富士見町赤城山1204番地866
	同	同	萩原正雄	沼田市高橋場町2026番地7
	同	同	横山公一	同 中町甲1126番地
	同	同	小林明道	同 利根町輪組552番地

同	同	高木勉	渋川市横堀1045番地2
同	同	角田俊壽	同 赤城町津久田266番地13
同	同	須田広幸	同 同 506番地
同	同	狩野達也	同 赤城町長井小川田1623番地
同	同	須田愛作	同 赤城町深山585番地
同	同	南雲昇三	同 赤城町溝呂木144番地
同	同	角田茂	同 赤城町勝保沢甲309番地
同	同	森田次一	同 北橋町赤城山142番地1
同	同	堤盛吉	利根郡昭和村大字森下827番地
同	同	鈴木光春	同 同 大字椽久保4番地
同	同	石井巳津夫	同 同 大字糸井2078番地
同	同	加藤久俊	同 同 同 2357番地
同	同	後藤一雄	同 同 大字貝野瀬1253番地
同	同	林幸美	同 同 大字生越乙726番地
同	新 任	角田一美	沼田市利根町多那2514番地
同	同	堤忠温	渋川市赤城町棚下239番地
同	同	藤川雄一	同 赤城町持柏木138番地5
同	同	岡田新一	同 赤城町樽633番地
同	同	津久井利章	同 赤城町宮田778番地
同	同	斉藤賢三	同 赤城町栄426番地4
同	同	竹内貞衛	利根郡昭和村大字川額976番地
同	同	高橋光春	同 同 同 1482番地1
同	同	藤井利幸	同 同 同 3231番地
同	同	金井宏	同 同 大字森下737番地
同	同	堤敏昭	同 同 同 1228番地
同	同	高橋博	同 同 大字糸井7394番地
同	退 任	角田世司	沼田市利根町多那2600番地
同	同	岩崎一郎	渋川市赤城町棚下207番地2
同	同	藤川鉄男	同 赤城町持柏木105番地
同	同	須田利夫	同 赤城町樽400番地

同	同	津久井重光	同 赤城町宮田1234番地
同	同	内山光司	同 赤城町栄637番地
同	同	倉澤一郎	利根郡昭和村大字川額944番地
同	同	七五三木章二	同 同 同 1491番地
同	同	諸田三郎	同 同 同 3323番地
同	同	諸田政樹	同 同 大字森下18番地
同	同	阿部久夫	同 同 同 1352番地
同	同	石井正明	同 同 大字貝野瀬4758番地1
監事	再任	内山孝美	渋川市赤城町溝呂木308番地3
同	同	狩野勉	同 北橘町赤城山129番地
同	同	加藤生	利根郡昭和村大字糸井619番地2
同	新任	書上聡	前橋市富士見町赤城山1204番地1284
同	同	岩倉進	沼田市西原新町134番地2
同	同	小林照彦	同 利根町多那2698番地
同	退任	関口正美	前橋市富士見町赤城山1204番地1238
同	同	栗原文明	沼田市利根町多那2592番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営緑町土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年3月23日

群馬県知事 山本 一太

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年3月24日から同年4月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 太田市役所

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年3月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下 智満

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
立憲民主党群馬県第4区総支部	角倉邦良	伊藤知彦	高崎市吉井町吉井547-3
	○		令和2年2月3日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
橋本ひろゆき後援会	橋本博之	橋本博	邑楽郡千代田町上中森545-1
	令和2年2月10日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年3月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党群馬県太田市支部	主たる事務所の所在地	太田市東金井町917	太田市藤阿久町921-1	令和2年2月17日
国民民主党群馬県第3区総支部	主たる事務所の所在地	太田市東金井町917	太田市藤阿久町921-1	令和2年2月17日
自由民主党安中支部	会計責任者の氏名	新井祥文	本田良雄	令和2年2月16日
立憲民主党群馬県高崎市支部	代表者の氏名	荒木征二	角倉邦良	令和2年1月25日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

--	--	--	--	--

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
明るい中之条町をつくる町民の会	主たる事務所の所在地	吾妻郡中之条町折田194-3	吾妻郡中之条町伊勢町1349-4	令和2年1月31日
	代表者の氏名	鍋木澄雄	青柳健一	令和2年1月31日
小淵一明後援会	会計責任者の氏名	中村光宣	大山充	令和2年2月21日
幸福実現党群馬県本部	代表者の氏名	森田貴行	蓮沼純	令和2年2月13日
	会計責任者の氏名	森田貴行	三上誠	令和2年2月13日
清明会	会計責任者の氏名	志村公男	牛込年秋	令和2年2月12日
高橋弘後援会	会計責任者の氏名	浦野安喜	丸橋哲	令和2年2月12日
中村さとみ後援会	主たる事務所の所在地	高崎市石原町1727-8	高崎市石原町2012-1	令和2年2月1日
はばたく群馬の会	代表者の氏名	宮本貴	牛込年秋	令和2年2月14日
水野としお後援会	主たる事務所の所在地	前橋市大友町3-12-33	前橋市元総社町2-28-1	令和2年2月1日
茂木清七後援会	会計責任者の氏名	若杉辰雄	市場惣一郎	令和2年2月18日
八木田恭之後援会	主たる事務所の所在地	太田市東金井町917	太田市東金井町1113	令和2年2月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年3月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
いがらしあやこ後援会	五十嵐文子	令和2年1月31日
石関昭を励ます会	石関昭	令和元年5月28日
上原ふじお後援会	上原富士雄	令和2年1月31日

かわなべ栄後援会	中沢一郎	令和2年1月31日
こぐれ孝夫後援会	木暮孝夫	令和2年1月31日
周東照二後援会	周東照二	令和2年1月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年3月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
水野俊雄	水野としお後援会	主たる事務所所在地	前橋市大友町3-12-33	前橋市元総社町2-28-1	令和2年2月1日
八木田恭之	八木田恭之後援会	主たる事務所所在地	太田市東金井町917	太田市東金井町1113	令和2年2月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年3月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石関昭	石関昭を励ます会	令和元年5月28日
上原富士雄	上原ふじお後援会	令和2年1月31日
木暮孝夫	こぐれ孝夫後援会	令和2年1月31日

■ 監査委員公告

◎監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月23日

群馬県監査委員	丸山幸男
同	林章
同	中島篤
同	安孫子哲

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

群馬県前橋市城東町1丁目1-1-702

前田 勝幸

第3 請求書の提出

令和2年1月21日

第4 請求の内容

1 請求の要旨

群馬県山本知事は県職員1名と共に昨年10月22日に東京都で開催された新天皇即位のための儀式である即位礼正殿の儀に、祝賀のための美術品を贈呈し本式典に参列した。これらの儀式、式典は日本国憲法が定める民主主義や国民主権の原理、政教分離原則などに反するものとして違憲の疑いが払拭されないとの判例もある。このように憲法違反の疑いが指摘される皇室儀式に、祝賀の記念品をはじめ交通費など県の公金合計639,120円を支出して参加したことは、憲法第99条に定められた憲法尊重擁護義務に反し、平和や民主主義の実現を願う県民の思いを裏切る行為であり、一群馬県民として認められない。

山本知事は上記式典に参加した際に使用した群馬県費全額を私費をもって県に返還することを求める。

2 事実証明書(請求人から提出された資料は、表題の記載がないため、当監査委員において表題を記載した。また、陳述までに請求人から追加提出された資料は、当監査委員において表題を記載し、事実証明書5として付番した。)

- (1) 事実証明書1 群馬県知事及び随行した職員に係る旅行命令簿
- (2) 事実証明書2 皇室献上品の額装業務委託に係る見積書
- (3) 事実証明書3 皇室献上品(正絹桐生織(絵画織)「富岡製糸場錦絵」)に係る請求書
- (4) 事実証明書4 儀式当日に使用した群馬県タクシー共通乗車券
- (5) 事実証明書5 違憲の疑いが指摘された判例

第5 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年2月4日に受理を決定した。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

即位礼正殿の儀(以下「本件儀式」という。)に係る公金の支出について

2 監査対象機関

総務部秘書課(以下「秘書課」という。)

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年2月12日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、請求人から事実証明書5が追加提出された。

4 監査の実施

令和2年2月18日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第7 監査の結果

1 監査対象機関の主張及び説明

(1) 本件儀式の概要について

ア 儀式の目的、根拠及び性質

即位を公に宣明されるとともに、その即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、日本国憲法(以下「憲法」という。)第7条第10号の「儀式」に該当し、皇室典範(昭和22年法律第3号)第24条に基づくものである。

令和元年9月20日の閣議において、憲法上の国事行為として行うことが決定された。

イ 参列の経緯

- ・ 令和元年8月9日 全国知事会総務部から企画部総合政策室宛てに「総務省から参列者の推薦依頼があり、都道府県知事を推薦する」旨の連絡
- ・ 同年9月24日 全国知事会事務総長から各都道府県知事宛てに本件儀式の案内通知(内閣総理大臣からの案内状を含む。)
- ・ 同年10月22日 群馬県知事(以下「知事」という。)が本件儀式に参列

ウ 日時、場所、参列者数及び参列者の範囲

- ・ 日時：令和元年10月22日(火・祝)午後1時
- ・ 場所：宮殿
- ・ 参列者数：国内外から約2,500人
- ・ 参列者の範囲：皇室関係、立法機関(国会議員等)、行政機関(内閣総理大臣等)、司法機関(最高裁判所長官等)、元三権の長(元内閣総理大臣等)、地方公共団体(都道府県知事、同議会議長等)、外交関係(外国元首、駐日外国大使等)、各界代表、報道関係

エ 都道府県知事の参列の状況

全都道府県知事が本件儀式に参列した。

(2) 献上について

ア 献上の根拠

天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品については、令和元年6月21日の国会において、天皇の即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法(昭和22年法律第113号。以下「皇経法施行法」という。)第2条に規定するもののほか、同年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるとする議案が議決され、これを受けて、同年7月2日の閣議において、「天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品の譲受けに関する基準について」(令和元年7月2日閣議決定。以下「本件基準」という。)が決定され、都道府県等から皇室に対して物品を献上することができることとされた。

イ 上限額

憲法第8条、皇室経済法（昭和22年法律第4号。以下「皇経法」という。）第2条第4号及び皇経法施行法第2条第1号の規定により、皇室が譲り受けることができる金額の上限は年間600万円とされているが、今回、天皇の即位を祝するために贈与される物品については、上記国会の議決及び閣議決定により、贈与できる期間や団体を限定することで、法律上の上限を超えて譲り受けることができることが決定された。

ウ 送達までの経緯

令和元年7月18日に庁内に皇室献上品に関する検討委員会を設置した。同月23日に同検討委員会を開催し、献上品の候補が選定された。その後、知事協議等を経て献上品が決定され、同年11月25日に宮内庁に献上品を送達した。

エ 都道府県の献上の状況

全都道府県が献上した。

(3) 公金の支出について

本件儀式に際し支出された県費は、知事に係る旅費15,220円、随行した職員に係る旅費14,720円及びタクシー料金780円の計30,720円のみであり、献上品（605,500円）は、後日宮内庁に送達したものである。

なお、本件儀式への参列に係る旅費、タクシー料金及び即位に係る献上品の合計金額は、636,220円である。

(4) 請求人の主張に対する見解について

ア 知事及び随行した職員が公費を使って儀式に参列したことは、憲法の民主主義、国民主権の原理、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に反するとの主張について

内閣総理大臣名で、全国知事会を通じて知事宛てに当該儀式への参列案内があったことから、これに依りて、知事が公務として参列したものである。

なお、平成16年6月の最高裁判決において、「県知事及び県議会議長が即位礼正殿の儀に参列した行為は、即位礼正殿の儀が皇室典範24条の規定する即位の礼の一部を構成する伝統的な皇位継承儀式であること、参列が公職にある者の社会的儀礼として他の参列者と共に天皇の即位に祝意を表する目的で行われたことなど判示の事情の下においては、憲法20条3項に違反しない」と判旨されている。

また、県職員については、知事の公務出張に伴う通常の随行業務を行ったものであり、参列者の集合場所である都道府県会館まで同行した。

イ 知事に対し、上記式典に参列した際に使用した群馬県費全額を私費をもって県に返還することを求めるとの主張について

一連の旅費の支出は、公務に係るものとして行われたものであり、県費をもって支弁することが適当であると考えられる。また、献上に係る支出についても、皇経法第2条第4号、皇経法施行法第2条第1号、国会の議決及び閣議決定並びに宮内庁からの取扱通知（以下「宮内庁通知」という。）に沿って、県として行ったものであり、県費をもって支弁することが適当であると考えられる。

2 事実関係の認定

(1) 即位礼正殿の儀への参列について

知事は、皇位継承式典委員会委員長である内閣総理大臣の案内を受けて、令和元年10月22日に国事行為として挙行された本件儀式に参列した。なお、県職員1名は、知事の随行業務として、集合場所である都道府県会館まで同行した。

(2) 献上について

宮内庁通知において、著しく高価なもの等は譲り受けないといった基準が示されたが、具体的な上限額は示されなかった。

知事は、本件基準等に基づき、即位を祝するため、群馬県として県民を代表し、献上を行うことを決定した。献上品は、正絹桐生織(絵画織)額「富岡製紙場錦絵」1点であり、令和元年11月25日に宮内庁へ送達された。

(3) 公金の支出について

次の公金の支出については、知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例(昭和22年群馬県条例第16号)、群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和38年群馬県条例第24号)及び群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)等に基づき、適正に執行されていた。

- ・ 知事に対して支出された旅費：15,220円
- ・ 随行した職員に対して支出された旅費：14,720円
- ・ 献上品に係る契約相手方に対して支出された額：605,500円
- ・ (一社)群馬県タクシー協会に対して支出されたタクシー料金：780円

なお、支出額は、請求人が主張する公金合計639,120円ではなく、636,220円であり、その差異2,900円は、旅費のうち、旅行雑費を二重に計算したことによるものである。

第8 監査委員の判断

1 判断

請求人は、本件儀式は、憲法に規定されている民主主義、国民主権の原理、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に反し、違憲の疑いが指摘されていることから、これに基づく参列及び献上に係る費用の支出は違法又は不当であり、知事に対し、支出された公金の返還を求めると主張しているものと解される。

しかしながら、本件請求が、本件儀式の違憲性の判断を監査委員に求めるものであったとしても、違憲立法審査権を有しない監査委員は、この点については言及をなし得ないところであり、したがって、本件公金の支出の違法性、不当性についてのみ判断することとする。

ところで、普通地方公共団体の事務は、地自法第2条第2項に規定され、同条第5項の規定に例示されているところであるが、同項に例示されている事務に限られないことは明白である。この点、最高裁も、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されないものというべきである」と判示しているところである(最小判平成元年9月5日集民157号419頁)。

そこで、上記判例の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断した。

(1) 本件儀式への参列に係る公金の支出について

本件儀式は、閣議において、憲法第7条第10号の規定による国の儀式(皇室典範第24条)として、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重して国事行為として行うこととされたものである。

本件儀式への参列に係る意思決定は県の裁量に委ねられ、知事は、前記認定事実のとおり皇位継承式典委員会委員長である内閣総理大臣の案内を受け、当該趣旨を踏まえ、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である天皇の皇位継承儀式に社交的儀礼を尽くすとともに、天皇の即位に祝意を表す目的で、群馬県民を代表して参列したものであるから、当該参列は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであるとはいえず、

支出も手続にのっとり適正に執行されたものであり、違法又は不当であるとは認められない。

(2) 献上に係る公金の支出について

天皇陛下の即位を祝するための献上については、主権者である国民の代表機関である国会において、憲法第8条の規定に基づき、天皇陛下の即位に際し、皇室が、皇経法施行法第2条に規定するもののほか、内閣の基準により、天皇陛下の即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができることとする議案が議決され、及び当該議決に基づき、本件基準が閣議決定され、そのなかで皇室が都道府県等から物品を譲り受けることができるとされたものである。

献上の意思決定は県の裁量に委ねられ、知事は、宮内庁通知に基づき、所定の手続に従って、即位を祝する群馬県民の気持ちを代表して祝意を表すために、即位のお祝いにふさわしいと判断した物品を天皇皇后両陛下に献上したものであるから、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものであるとはいえず、支出も手続にのっとり適正に執行されたものであり、当該献上品に係る公金の支出は、違法であるとは認められない。

また、その金額については、宮内庁通知において、著しく高価なもの等は譲り受けることができないとされているが、当該献上品は、宮内庁通知にのっとりしたものとして宮内庁を通して天皇皇后両陛下に受納されていることから、著しく高価なもの等に該当するとはいえず、不当であるとは認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、知事に対し、本件について支出された公金の返還を求めるとする請求人の主張は失当である。

よって、請求人の主張には理由がなく、これを棄却する。

以上